

現 行	政務活動費条例施行規程（素案）
<p style="text-align: center;">三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程</p> <p style="text-align: center;">（平成 19 年 4 月 27 日三重県議会訓令第 2 号）</p> <p>〔沿革〕平成 20 年 1 月 22 日三重県議会訓令第 1 号改正 平成 20 年 8 月 29 日三重県議会訓令第 6 号改正 平成 20 年 11 月 28 日三重県議会訓令第 7 号改正 平成 21 年 3 月 31 日三重県議会訓令第 4 号改正 平成 23 年 3 月 8 日三重県議会訓令第 1 号改正</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、三重県政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年三重県条例第 49 号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会派結成届等）</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 1 項の会派結成届は第 1 号様式によるものとし、会派異動届は第 2 号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 項の会派解散届は、第 3 号様式によるものとする。</p> <p>（会派等の通知）</p> <p>第 3 条 条例第 6 条に規定する議長から知事への通知は、第 4 号様式により行うものとする。</p> <p>（政務調査費の請求）</p> <p>第 4 条 条例第 8 条第 1 項に規定する請求は、会派の代表者にあつては第 5 号様式により、議員にあつては第 6 号様式により行うものとする。</p> <p>（政務調査費の用途基準）</p> <p>第 5 条 条例第 9 条に規定する政務調査費の用途基準は、会派に係る政務調査費については別表第 1、議員に係る政務調査費については別表第 2 のとおりとする。</p> <p>（旅費の計算方法）</p> <p>第 6 条 政務調査費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年三重県条例第 44 号）第 6 条から第 8 条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第 6 条中「職</p>	<p style="text-align: center;">三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程（素案）</p> <p style="text-align: center;">（平成 19 年 4 月 27 日三重県議会訓令第 2 号）</p> <p>〔沿革〕平成 20 年 1 月 22 日三重県議会訓令第 1 号改正 平成 20 年 8 月 29 日三重県議会訓令第 6 号改正 平成 20 年 11 月 28 日三重県議会訓令第 7 号改正 平成 21 年 3 月 31 日三重県議会訓令第 4 号改正 平成 23 年 3 月 8 日三重県議会訓令第 1 号改正 平成 25 年 2 月 日三重県議会訓令第 号改正</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、三重県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年三重県条例第 49 号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会派結成届等）</p> <p>第 2 条 条例第 6 条第 1 項の会派結成届は第 1 号様式によるものとし、会派異動届は第 2 号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 2 項の会派解散届は、第 3 号様式によるものとする。</p> <p>（会派等の通知）</p> <p>第 3 条 条例第 7 条に規定する議長から知事への通知は、第 4 号様式により行うものとする。</p> <p>（政務活動費の請求）</p> <p>第 4 条 条例第 9 条第 1 項に規定する請求は、会派の代表者にあつては第 5 号様式により、議員にあつては第 6 号様式により行うものとする。</p> <p>（政務活動費の用途基準）</p> <p>第 5 条 条例第 10 条に規定する政務活動費の用途基準は、会派に係る政務活動費については別表第 1、議員に係る政務活動費については別表第 2 のとおりとする。</p> <p>（旅費の計算方法）</p> <p>第 6 条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年三重県条例第 44 号）第 6 条から第 8 条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第 6 条中「職</p>

務」とあるのは「調査研究」と、同条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「調査雑費」と、同条例第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中「公務上」とあるのは「調査研究上」とする。

(あん分による支出)

第7条 一の支出を政務調査費及び政務調査費以外の経費により行う場合は、合理的な方法により、当該支出に係る額をそれぞれの経費に係る支出の額に明確にあん分しなければならない。ただし、明確にあん分し難いときは、一の支出に係る額の2分の1の額を政務調査費に係る支出の額とみなす。

(収支報告書及び写しの送付)

第8条 条例第10条の収支報告書は、会派にあつては第7号様式によるものとし、議員にあつては第8号様式によるものとする。

2 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等の写しを知事に送付するものとする。

3 前項に規定する議長から知事への送付は、第9号様式により行うものとする。

(収支報告書に添付すべき証拠書類等)

第9条 条例第10条第4項第1号に規定する領収書その他の証拠書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書

(2) 旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書(第10号様式)

(3) 領収書を徴し難い場合の支払確認書(会派にあつては第11号様式、議員にあつては第12号様式)

2 条例第10条第4項第2号に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 政務調査費による支出の額が1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し

(2) 宿泊を伴う県外における調査研究に係る報告書(会派にあつては第13号様式、議員にあつては第14号様式)の写し

(3) 調査研究の概要を記載した報告書(第15号様式)の写し

(収支報告書等の修正)

第10条 会派の代表者及び議員は、条例第10条の規定により提出した収支報告書及び証拠書類等の記載等の修正をしようとするときは、第16号様式により議長に届け出なければならない。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による収支報告書の記載等の修正の場合について準用する。

務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条例第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。

(あん分による支出)

第7条 一の支出を政務活動費及び政務活動費以外の経費により行う場合は、合理的な方法により、当該支出に係る額をそれぞれの経費に係る支出の額に明確にあん分しなければならない。ただし、明確にあん分し難いときは、一の支出に係る額の2分の1の額を政務活動費に係る支出の額とみなす。

(収支報告書及び写しの送付)

第8条 条例第11条の収支報告書は、会派にあつては第7号様式によるものとし、議員にあつては第8号様式によるものとする。

2 議長は、条例第11条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等の写しを知事に送付するものとする。

3 前項に規定する議長から知事への送付は、第9号様式により行うものとする。

(収支報告書に添付すべき証拠書類等)

第9条 条例第11条第4項第1号に規定する領収書その他の証拠書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書

(2) 旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書(第10号様式)

(3) 領収書を徴し難い場合の支払確認書(会派にあつては第11号様式、議員にあつては第12号様式)

2 条例第11条第4項第2号に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 政務活動費による支出の額が1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し

(2) 宿泊を伴う県外における政務活動に係る報告書(会派にあつては第13号様式、議員にあつては第14号様式)の写し

(3) 政務活動の概要を記載した報告書(第15号様式)の写し

(収支報告書等の修正)

第10条 会派の代表者及び議員は、条例第11条の規定により提出した収支報告書及び証拠書類等の記載等の修正をしようとするときは、第16号様式により議長に届け出なければならない。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による収支報告書の記載等の修正の場合について準用する。

(証拠書類等の整理保管)

第 11 条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係るすべての支出に係る証拠書類等の原本を整理保管し、これを条例第 10 条に規定する当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(閲覧)

第 12 条 条例第 13 条第 2 項に規定する収支報告書及び証拠書類等の写し (以下「閲覧書類」という。) の閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 閲覧に供する開始日は、収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日とする。
- (2) 閲覧に供する場所は、三重県議会議事堂 1 階議会図書室とする。
- (3) 閲覧に供する時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、三重県の休日 を定める条例 (平成元年三重県条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日は閲覧を行わない。
- (4) 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することができる。

2 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧書類を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしないこと。
- (2) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器及び危険物その他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (3) 閲覧場所では、談話、飲食、喫煙その他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 1 月 22 日三重県議会訓令第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 8 月 29 日三重県議会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 28 日三重県議会訓令第 7 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日三重県議会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(証拠書類等の整理保管)

第 11 条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係るすべての支出に係る証拠書類等の原本を整理保管し、これを条例第 11 条に規定する当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(閲覧)

第 12 条 条例第 13 条第 2 項に規定する収支報告書及び証拠書類等の写し (以下「閲覧書類」という。) の閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 閲覧に供する開始日 (以下「閲覧開始日」という。) は、収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日とする。ただし、閲覧開始日が三重県の休日 を定める条例 (平成元年三重県条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その休日の翌日とする。
- (2) 閲覧に供する場所は、三重県議会議事堂 1 階議会図書室とする。
- (3) 閲覧に供する時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、休日は閲覧を行わない。
- (4) 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することができる。

2 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧書類を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしないこと。
- (2) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器及び危険物その他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (3) 閲覧場所では、談話、飲食、喫煙その他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 1 月 22 日三重県議会訓令第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 8 月 29 日三重県議会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 28 日三重県議会訓令第 7 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日三重県議会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 8 日三重県議会訓令第 1 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 8 日三重県議会訓令第 1 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 日三重県議会訓令第 号）
(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この訓令の施行の日前に三重県政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例（平成25年三重県条例第 号）による改正前の三重県政務調査費の交付に関する条例（平成13年三重県条例第49号）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

新規程と比較するため記載順序を入れ替えています。

使 途 項 目	支出科目及び内容
調査研究費 会派が行う三重県の事務及び地方 行財政に関する調査研究並びに調 査委託に要する経費	旅 費（調査、視察、研究活動等に要する旅費） 需用費（調査研究活動に必要な消耗品等） 委託料（個人・団体に調査研究を委託する経費） 負担金（調査研究に必要な研究会等参加負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）
研修費 会派が行う研修会、講演会等の実施 に必要な経費並びに他団体が開催 する研修会、講演会等への所属議員 及び会派の雇用する職員の参加に 要する経費	旅 費（研修会等開催又は参加するのに必要な旅費） 報償費（研修会、講演会の講師等謝金） 需用費（研修会、講演会開催に必要な消耗品、茶菓代、資料 印刷費等） 使用料（研修会、講演会の会場及び機材借上費） 負担金（研修会、講演会に参加するための負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）
広報費 会派が行う議会活動及び県政に関 する政策等の広報活動に要する経 費	旅 費（広報活動に必要な旅費） 需用費（広報紙、報告書等の印刷製本費等） 通信運搬費（広報紙、報告書の配布送料等） その他（連絡調整に必要な経費等）
会議費 会派における各種会議に要する経 費	旅 費（会議の準備、運営参加等に必要な旅費） 需用費（会議に必要な消耗品、茶菓代、資料印刷費等） 使用料（会議の会場及び機材借上費） その他（連絡調整に必要な経費等）
資料作成費 会派が議会審議に必要な資料を作 成するために要する経費	需用費（資料の印刷製本費等） 手数料（作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等） その他（連絡調整に必要な経費等）

別表第1 (第5条関係)

経費及び内容	支出科目及び主な例
調査研究費 会派が行う三重県の事務、地方 行財政等に関する調査研究(視 察を含む。)及び調査委託に要す る経費	旅 費（調査研究、視察等に要する旅費） 需用費（調査研究、視察に必要な消耗品、資料印刷費等） 委託料（個人・団体に調査研究を委託する経費） 負担金（調査研究、視察に必要な研究会等参加負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）
研修費 1 会派が行う研修会、講演会 等の実施(共同開催を含む。)に 要する経費 2 団体等が開催する研修会 (視察を含む。)、講演会等 への所属議員及び会派の雇用 する職員の参加に要する経費	旅 費（研修会、講演会等の開催又は参加に必要な旅費） 報償費（研修会、講演会等の講師等謝金） 需用費（研修会、講演会等の開催に必要な消耗品、茶菓代、資料 印刷費等） 使用料（研修会、講演会等の会場及び機材借上費） 負担金（研修会、講演会等に参加するための負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）
広聴広報費 会派が行う県政に関する政策等 の広聴広報活動に要する経費	旅 費（広聴広報活動に必要な旅費） 需用費（広報紙、報告書等の印刷製本費等） 通信運搬費（広報紙、報告書の配布送料等） その他（連絡調整に必要な経費等）
要請陳情等活動費 会派が行う要請陳情活動、住民 相談等の活動に要する経費	旅 費（要請陳情活動、住民相談等に必要な旅費） 需用費（要請陳情活動、住民相談等に必要な消耗品、資料印刷 費等） その他（連絡調整に必要な経費等）
会議費 1 会派が行う各種会議、住民 相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換 会等各種会議への会派として の参加に要する経費	旅 費（各種会議、住民相談会、意見交換会等の開催又は参加に 必要な旅費） 需用費（各種会議、住民相談会、意見交換会等に必要な消耗品、 茶菓代、資料印刷費等） 使用料（各種会議、住民相談会、意見交換会等の会場及び機材借 上費） 負担金（各種会議、住民相談会、意見交換会等に参加するための 負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）
資料作成費 会派が行う活動に必要な資料を 作成するために要する経費	需用費（資料の印刷製本費等） 手数料（作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等） その他（連絡調整に必要な経費等）

資料購入費 会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費	図書購入費（書籍等購入に必要な経費） その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費等）
事務費 会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費	需用費（事務用品等の消耗品購入費用等） 通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等） その他（備品購入、機器リース又は連絡調整等に必要な経費等）
人件費 会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費	職員の給料、手当、社会保険料、賃金等

資料購入費 会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	図書購入費（書籍等購入に必要な経費） その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費、有料データベース利用料等）
事務費 会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	需用費（事務用品等の消耗品購入費用等） 通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等） その他（備品購入、機器リース又は連絡調整等に必要な経費等）
人件費 会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	職員の給料、手当、社会保険料、賃金等

別表第2 (第5条関係)

新規程と比較するため記載順序を入れ替えています。

使 途 項 目	支出科目及び内容
調査研究費 議員が行う三重県の事務及び地方 行財政に関する調査研究並びに調 査委託に要する経費	旅 費 (調査、視察、研究活動等に要する旅費) 需用費 (調査研究活動に必要な消耗品等) 委託料 (個人・団体に調査研究を委託する経費) 負担金 (調査研究に必要な研究会等参加負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
研修費 団体等が行う研修会、講演会等への 議員及び議員の雇用する職員の参 加に要する経費	旅 費 (研修会等へ参加するのに必要な旅費) 負担金 (研修会、講演会に参加するための負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
広報費 議員が行う議会活動及び県政に関 する政策等の広報活動に要する経 費	旅 費 (広報活動に必要な旅費) 需用費 (広報紙、報告書等の印刷製本費等) 通信運搬費 (広報紙、報告書の配布送料等) その他 (連絡調整に必要な経費等)
会議費 議員が行う地域住民の県政に関す る要望、意見を吸収するための各種 会議に要する経費	旅 費 (会議の準備、運営参加等に必要な旅費) 需用費 (会議の消耗品、茶菓代、資料印刷費等) 使用料 (会議の会場及び機材借上費) その他 (連絡調整に必要な経費等)
資料作成費 議員が議会審議に必要な資料を作 成するために要する経費	需用費 (資料の印刷製本費等) 手数料 (作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等) その他 (連絡調整に必要な経費等)

別表第2 (第5条関係)

経費及び内容	支出科目及び主な例
調査研究費 議員が行う三重県の事務、地方 行財政等に関する調査研究(視 察を含む。)及び調査委託に要す る経費	旅 費 (調査研究、視察等に要する旅費) 需用費 (調査研究、視察に必要な消耗品、資料印刷費等) 委託料 (個人・団体に調査研究を委託する経費) 負担金 (調査研究、視察に必要な研究会等参加負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
研修費 1 議員が行う研修会、講演会 等の実施(共同開催を含む。) に要する経費 2 団体等が開催する研修会 (視察を含む。)、講演会等へ の議員及び議員の雇用する職 員の参加に要する経費	旅 費 (研修会、講演会等の開催又は参加に必要な旅費) 報償費 (研修会、講演会等の講師等謝金) 需用費 (研修会、講演会等の開催に必要な消耗品、茶菓代、資料 印刷費等) 使用料 (研修会、講演会等の会場及び機材借上費) 負担金 (研修会、講演会等に参加するための負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
広聴広報費 議員が行う県政に関する政策等 の広聴広報活動に要する経費	旅 費 (広聴広報活動に必要な旅費) 需用費 (広報紙、報告書等の印刷製本費等) 通信運搬費 (広報紙、報告書の配布送料等) その他 (連絡調整に必要な経費等)
要請陳情等活動費 議員が行う要請陳情活動、住民 相談等の活動に要する経費	旅 費 (要請陳情活動、住民相談等に必要な旅費) 需用費 (要請陳情活動、住民相談等に必要な消耗品、資料印刷 費等) その他 (連絡調整に必要な経費等)
会議費 1 議員が行う各種会議、住民 相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換 会等各種会議への議員の参加 に要する経費	旅 費 (各種会議、住民相談会、意見交換会等の開催又は参加に 必要な旅費) 需用費 (各種会議、住民相談会、意見交換会等に必要な消耗品、 茶菓代、資料印刷費等) 使用料 (各種会議、住民相談会、意見交換会等の会場及び機材借 上費) 負担金 (各種会議、住民相談会、意見交換会等に参加するための 負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
資料作成費 議員が行う活動に必要な資料を 作成するために要する経費	需用費 (資料の印刷製本費等) 手数料 (作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等) その他 (連絡調整に必要な経費等)

資料購入費 議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費	図書購入費（書籍等購入に必要な経費） その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費等）
事務所費 議員が行う調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費	賃借料（事務所の賃借料） 管理運営費（事務所の光熱水費等に要する経費） その他（事務所の管理運営に要する経費）
事務費 議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費	需用費（事務用品等の消耗品購入費用等） 通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等） その他（備品購入、リース又は連絡調整等に必要な経費等）
人件費 議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費	職員の給料、手当、社会保険料、賃金等

資料購入費 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	図書購入費（書籍等購入に必要な経費） その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費、有料データベース利用料等）
事務所費 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	賃借料（事務所の賃借料） 管理運営費（事務所の光熱水費等に要する経費） その他（事務所の管理運営に要する経費）
事務費 議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	需用費（事務用品等の消耗品購入費用等） 通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等） その他（備品購入、リース又は連絡調整等に必要な経費等）
人件費 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	職員の給料、手当、社会保険料、賃金等

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名
代表者名

印

会 派 結 成 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名
- 6 結成した年月日
年 月 日

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名
代表者名

印

会 派 結 成 届

三重県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名
- 6 結成した年月日
年 月 日

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名
代表者名

印

会 派 異 動 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日
年 月 日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務調査費 経理責任者の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異動のあった 所属議員氏名		

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名
代表者名

印

会 派 異 動 届

三重県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日
年 月 日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費 経理責任者の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異動のあった 所属議員氏名		

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名
代表者名

印

会 派 解 散 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

年 月 日

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名
代表者名

印

会 派 解 散 届

三重県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

年 月 日

第4号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長 印

政務調査費の交付を受けようとする
会派及び議員について

三重県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、政務調査費の
交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会派について

2 議員について

第4号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長 印

政務活動費の交付を受けようとする
会派及び議員について

三重県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、政務活動費の
交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会派について

2 議員について

年 月 日

三重県知事 様

会派名
代表者名

印

年度政務調査費請求書

三重県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、年 月 ~ 年 月分(所属議員数 名)

2 所属議員氏名

年 月 日

三重県知事 様

会派名
代表者名

印

年度政務活動費請求書

三重県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、年 月 ~ 年 月分(所属議員数 名)

2 所属議員氏名

年 月 日

三重県知事 様

氏 名 印

年度政務調査費請求書

三重県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、年 月 ~ 年 月分

年 月 日

三重県知事 様

氏 名 印

年度政務活動費請求書

三重県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、年 月 ~ 年 月分

第7号様式(第8条第1項関係)

年 月 日		
三重県議会議長	様	
	会派名	
	代表者名	印
年度政務調査費に係る収支報告について		
三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第2項)の規定により、 別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。		

第7号様式(第8条第1項関係)

年 月 日		
三重県議会議長	様	
	会派名	
	代表者名	印
年度政務活動費に係る収支報告について		
三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項(第2項)の規定により、 別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。		

年度政務調査費収支報告書

会派名

1 報告対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 収 入

政務調査費 _____ 円

3 支 出

(単位: 円)

項 目	支出額	内 訳	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 報告対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 収 入

政務活動費 _____ 円

3 支 出

(単位: 円)

経 費	支出額	内 訳	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
広 聴 広 報 費			
要 請 陳 情 等 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

第8号様式(第8条第1項関係)

年 月 日

三重県議会議長 様

氏 名 印

年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定により、
別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

第8号様式(第8条第1項関係)

年 月 日

三重県議会議長 様

氏 名 印

年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項(第3項)の規定により、
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務調査費収支報告書

氏 名

1 報告対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 収 入

政務調査費 _____ 円

3 支 出

(単位: 円)

項 目	支出額	内 訳	備 考
調査研究費			
研 修 費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
広 報 費			
事務所費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

年度政務活動費収支報告書

氏 名

1 報告対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 収 入

政務活動費 _____ 円

3 支 出

(単位: 円)

経 費	支出額	内 訳	備 考
調査研究費			
研 修 費			
広聴広報費			
要請陳情等活動費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
事務所費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

第9号様式(第8条第3項関係)

年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長 印

政務調査費収支報告書及び証拠書類等(写し)の送付について

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程第8条第2項の規定により、
年度政務調査費収支報告書及び証拠書類等の写しを別添のとおり送付
します。

第9号様式(第8条第3項関係)

年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長 印

政務活動費収支報告書及び証拠書類等(写し)の送付について

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第8条第2項の規定により、
年度政務活動費収支報告書及び証拠書類等の写しを別添のとおり送付
します。

旅費等支出計算書

旅行者 職氏名				印
用務				
調査日程 及び 調査先	年 月 日 ~	年 月 日		
	都・道・府・県	(郡)	市・町・村	
	(調査先名称)			
支出内訳	1 旅費			円
	(運賃等1)			円)
	(運賃等2)			円)
	(運賃等3)			円)
	(運賃等4)			円)
	(運賃等5)			円)
	(自家用車使用	円/km ×	km =	円)
	(宿泊費	円/泊 ×	泊 =	円)
	(調査雑費	円/日 ×	日 =	円)
	(加減額1			円)
	(加減額2			円)
	(加減額3			円)
	2 付随する経費			円
	(参加費、資料代等			円)
	(手土産代	円/箇所 ×	箇所 =	円)
	(その他1(内容)		円)
	(その他2(内容)		円)
	(その他3(内容)		円)

旅費等支出計算書

(会派分、議員分)(経費区分 費)

旅行者 職氏名				印
用務				
日 程 及 び 行 き 先	年 月 日 ~	年 月 日		
	都・道・府・県	(郡)	市・町・村	
	(行き先の名称)			
支出内訳	1 旅費			円
	(運賃等1)			円)
	(運賃等2)			円)
	(運賃等3)			円)
	(運賃等4)			円)
	(運賃等5)			円)
	(自家用車使用	円/km ×	km =	円)
	(宿泊費	円/泊 ×	泊 =	円)
	(政務雑費	円/日 ×	日 =	円)
	(加減額1			円)
	(加減額2			円)
	(加減額3			円)
	2 付随する経費			円
	(参加費、資料代等			円)
	(手土産代	円/箇所 ×	箇所 =	円)
	(その他1(内容)		円)
	(その他2(内容)		円)
	(その他3(内容)		円)

政務調査費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

_____円

3 支払先

4 使途項目及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名 印

政務調査費経理責任者氏名 印

会派代表者氏名 印

政務活動費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

_____円

3 支払先

4 経費区分及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名 印

政務活動費経理責任者氏名 印

会派代表者氏名 印

政務調査費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

_____円

3 支払先

4 用途項目及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名

印

政務活動費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

_____円

3 支払先

4 経費区分及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名

印

政 務 調 査 等 報 告 書

会 派 名 代 表 者 名		印
旅 行 者 職 氏 名		印
調 査 日 程 及 び 調 査 先		
調 査 の 目 的		
経 費 内 訳		
調 査 概 要 等		

政 務 活 動 報 告 書

会 派 名 代 表 者 名		印
旅 行 者 職 氏 名		印
日 程 及 び 行 き 先		
目 的		
経 費 内 訳		
概 要 等		

政 務 調 査 等 報 告 書

旅 行 者 職 氏 名		印
調 査 日 程 及 び 調 査 先		
調 査 の 目 的		
経 費 内 訳		
調 査 概 要 等		

政 務 活 動 報 告 書

旅 行 者 職 氏 名		印
日 程 及 び 行 き 先		
目 的		
経 費 内 訳		
概 要 等		

第15号様式（第9条第2項第3号関係）

年度調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 _____

調査研究活動の主な内容、成果等

第15号様式（第9条第2項第3号関係）

年度政務活動の実施概要報告書

会派（議員）名 _____

政務活動の主な内容、成果等

年 月 日

三重県議会議長 様

(会派の場合) 会 派 名

代表者名 印

(議員の場合) 氏 名 印

収支報告書等修正届

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第 項の規定により、
年 月 日付けで提出した「 年度政務調査費収支報告書」等について、下記のとおり修正します。

記

1 修正理由

2 修正書類
ア 収支報告書 イ 領収書その他の証拠書類等の写し

3 修正箇所及びその内容

ア 収支報告書

(ア) 収入(修正後の収入額 円)
(イ) 支出(修正項目)
 (修正後の支出合計額 円)
(ウ) 残余(修正後の残余額 円)

イ 領収書その他の証拠書類等の写し
(修正箇所及びその内容)

4 残余額(いずれかの記号に 印の上、アの場合は金額を記載してください。)
ア 修正の結果生じた新たな残余は、_____円であり、返還する。
イ 残余なし

注) 1 該当する記号に 印を付けること。
2 修正内容については、提出済み写しに加除を行い、訂正印を押印の上、添付すること。

年 月 日

三重県議会議長 様

(会派の場合) 会 派 名

代表者名 印

(議員の場合) 氏 名 印

収支報告書等修正届

三重県政務活動費の交付に関する条例第10条第 項の規定により、
年 月 日付けで提出した「 年度政務活動費収支報告書」等について、下記のとおり修正します。

記

1 修正理由

2 修正書類
ア 収支報告書 イ 領収書その他の証拠書類等の写し

3 修正箇所及びその内容

ア 収支報告書

(ア) 収入(修正後の収入額 円)
(イ) 支出(修正項目)
 (修正後の支出合計額 円)
(ウ) 残余(修正後の残余額 円)

イ 領収書その他の証拠書類等の写し
(修正箇所及びその内容)

4 残余額(いずれかの記号に 印の上、アの場合は金額を記載してください。)
ア 修正の結果生じた新たな残余は、_____円であり、返還する。
イ 残余なし

注) 1 該当する記号に 印を付けること。
2 修正内容については、提出済み写しに加除を行い、訂正印を押印の上、添付すること。

